

平成 23 年 7 月 1 日
福祉部高齢社会対策課

第 5 期練馬区介護保険事業計画にかかる検討課題
「認知症になっても安心して暮らせる地域づくり」

【目標】

区民、関係機関、区が協力して、認知症高齢者やその家族を支えることにより、認知症になっても安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

現在、区内の認知症高齢者の人数は、約 13,000 人～16,000 人と推計されています。今後、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者はさらに増加すると予測されます。

区は、第 4 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、認知症についての相談体制の確立と支援体制の充実、認知症高齢者支援ネットワーク事業を実施し、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりに努めてきました。

しかし、認知症は、症状を自覚したり体調の変化を適切に周囲に伝えにくいという特徴があるため、認知症があっても、医療や介護保険サービスなどの支援につながっていない方が多く存在していると考えられます。そのため、認知症の早期の段階から、適切な治療や支援が行われるための仕組みや、医療と介護の連携による相談体制の充実が必要です。

また、認知症高齢者の多くは在宅生活を送っており、認知症高齢者や家族が安心して生活するためには、介護保険サービスの充実とともに、多様な支援が求められています。

地域全体で認知症の方や家族を支援する視点も必要です。区は、「認知症サポーター」の養成に取り組み、平成 22 年度末時点で 6,623 人が受講しました。今後は、地域における支援ネットワークの構築や、地域における支え合いの強化が求められています。

認知症になっても安心して住みなれた地域で暮らすためには、区民や介護・医療の関係者、区が相互に協力してネットワークをつくり、きめ細かな支援を行っていくことが必要です。

【施策の方向性】

1 適切な支援につながるための相談体制の充実

(1) 医師や認知症専門医療機関および介護関係者の連携

区は、医療と福祉の連携を図るため、区医師会との連絡会を開催し、もの忘れ相談医名簿を作成し身近なかかりつけ医で治療が受けられる体制づくりに取り組みました。さらに関係機関の連携の拡大・強化を促進するため、かかりつけ医・認知症サポート医・地域の専門病院・認知症疾患医療センター等の医療機関と、高齢者相談センターやケアマネジャー等の介護の関係者との連絡会を開催します。

(2) 高齢者相談センターの相談技術の向上

地域包括ケアシステムの理念における介護と医療の連携によるサービス提供を行うため、高齢者相談センターにおいて認知症専門医による相談を実施してきました。しかし、高齢者相談センターでは、認知症の診断・治療を受けないまま症状が重度化し、支援にあたって専門的な医学知識が必要となる相談が増加しています。こうした複雑・高度化した問題を円滑に解決し、担当者の相談・支援の技術の向上を図るため、医師を交えた勉強会を開催します。

2 早期発見・早期対応の推進

(1) 啓発

認知症になっても住みなれた地域で生活するためには、早期に診断・治療が行われ、適切な支援が行われることが大切です。ひきつづき、認知症専門医やサポート医による講演会を開催し、早期発見・早期治療の重要性等について知識の普及を図ります。

(2) 早期発見のための機会提供

認知症の初期にはもの忘れ等の自覚症状があると言われていますが、医療機関等への相談をためらう高齢者が少なくありません。認知症の早期発見に向けて、多くの高齢者が気軽に行えるチェック方法の導入や、早期に相談支援が受けられる体制について検討します。

3 在宅生活の支援の充実

(1) 介護家族支援の充実

認知症の方を介護する家族は、悩みを安心して話せる場が少なく、地域で孤立している場合が少なくありません。介護家族の精神的負担の軽減に役立てるため、介護家族の会の設立を支援し、会を支援するボランティアを養成してきました。その結果、現在、区内で11の介護家族の会が活動しています。今後は、会の支援や新たな支援を担うボランティアの育成を強化します。また、介護家族の会同士やボランティアの連絡会を開催します。

(2) 権利擁護相談体制の推進

高齢者は、契約や金銭管理等の日常生活の様々な場面において支援を要することが多く、特に認知症高齢者においては、本人の権利が適切に擁護されるための支援が必要です。

高齢者の権利擁護を目的とする成年後見制度の周知・利用促進を図るため、広報等PRの充実や相談会の実施、各種団体への講師の派遣を行います。

また、認知症高齢者の増加に伴い、弁護士や司法書士などの専門家による支援に加え、社会貢献として後見業務を担う意欲のある区民による「社会貢献型後見人」の必要性が高まっています。このような状況を踏まえ、社会貢献型後見人の養成研修を実施するとともに、社会貢献型後見人が後見業務を受任しやすい仕組みづくりに取り組みます。

(3) 介護保険サービスの質の向上

認知症高齢者の支援のうち、大きな比重を占めるのが介護保険サービスです。介護保険サービスにおける認知症ケアの拠点として、地域密着型サービス事業所を適切に整備します。また、事業者指導等を通じて、どの事業所においても、認知症高齢者に対応したケアを提供できるように促します。また、練馬介護人材育成・研修センターとの連携などにより、介護従事者に対する認知症に関する研修や事例検討を充実します。

(4) 適切な認知症ケアのあり方についての検討

認知症高齢者の支援を行うにあたって、適切な認知症ケアのあり方や、認知症の状態経過等に応じたサービスの選択や提供が行われるための道筋が求められています。これらについては、国の動向を踏まえ、介護や医療の関係者と連携して検討していきます。

(5) 若年性認知症支援の充実

若年性認知症とは、65歳未満で発症した認知症をいいますが、正確な実態が把握されておらず、社会的な理解も進んでいません。若年性認知症に対する理解を促進し、支援の充実を図るために、まず、若年性認知症の方を支援している関係者等へアンケート調査等を行い実態を把握します。また、関係者の連絡会を開催し、情報交換や連携を図ります。

4 地域における支え合いの強化

(1) 認知症サポーター養成講座の拡充

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を平成26年度までに1万人養成します。特に、高齢者に接することの多い商店や金融機関等への呼びかけを行うとともに、小中学生等の若い世代の参加を促進し、幅広い分野の方々にサポーターとなっていただけるよう取り組みます。

(2) 徘徊高齢者の見守りの推進

認知症によって、外出したまま家に戻れなくなっている徘徊高齢者が後を絶ちません。区民や介護・医療の関係者等で構成される「認知症高齢者支援ネットワーク協議会」を設置し、徘徊対策について検討しました。その結果を踏まえ、「練馬区認知症高齢者徘徊対策ネットワーク事業」を開始しました。この事業は、認知症で行方不明となるおそれのある高齢者に対して、声かけ等、地域の見守り体制を強化するとともに、行方不明になった時には、協力者に対し電子メールで情報を配信することにより、早期保護を図るものです。今後は、ネットワーク事業の普及に努めていきます。